

ID: 115

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町老人医療費助成に関する条例施行規則 第6条		
例 規 番 号	昭和58年 規則第3号		
<p>【根拠条文】 (受給者証の再交付)</p> <p>第六条 受給者は、受給者証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、別記第四号様式による老人医療費受給者証再交付申請書を町長に提出して受給者証の再交付を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	2日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日